

鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、次に掲げる事業者のうち、鳥取県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる計画に取り組む事業者（以下「対象事業者」という。）を対象に、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に定める鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）（以下「対象資金」という。）の融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）を締結し借り入れた債務（以下「対象債務」という。）に係る利子負担の軽減を図ることで、経営革新の取組をステップアップさせることを目的として交付する。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた事業者
- (2) 鳥取県版経営革新計画認定要領（平成24年3月23日付第201100193527号鳥取県商工労働部長通知。）第6条第1項の規定に基づき鳥取県版経営革新計画の認定を受けた事業者
- (3) 鳥取県版経営革新計画〈スタート型〉認定要領（平成27年3月19日付第201400189071号鳥取県商工労働部長通知。）第6条第1項の規定に基づき鳥取県版経営革新計画〈スタート型〉の認定を受けた事業者
- (4) 鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉認定要領（平成28年11月21日付第201600108772号鳥取県商工労働部長通知）第6条第1項の規定に基づき鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉の認定を受けた事業者
- (5) 鳥取県版経営革新総合支援補助金「高度生産性向上型」の交付決定を受けた事業者

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、対象債務の元金残高を有する対象事業者が行う利子の返済（以下「補助事業」という。）に対し、対象資金の融資を受けた日の属する月から60か月以内の期間（以下「対象期間」という。）において、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、対象債務に係る金消契約に定める償還条件について、年0.7パーセント（ただし第2条（4）及び（5）に該当する場合は年1.0パーセント）に基づき算定した場合に、対象事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額の合計以下とする。

ただし、対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、対象資金の借入れを行った日から3ヵ月以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して20日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更等）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(進捗状況の報告)

第8条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに様式第4号により提出するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

平成 年度鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金
事業計画（報告）書

1 該当する経営革新計画認定(承認)又は高度生産性向上型交付決定事業者	<input type="checkbox"/> (1) 経営革新計画承認 <input type="checkbox"/> (2) 鳥取県版経営革新計画認定 <input type="checkbox"/> (3) 鳥取県版経営革新計画〈スタート型〉認定 <input type="checkbox"/> (4) 鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉認定 <input type="checkbox"/> (5) 高度生産性向上型交付決定事業者 認定(承認)日、又は「高度生産性向上型」の交付決定日:平成 年 月 日
2 該当する戦略的推進分野	<input type="checkbox"/> 環境・エネルギー <input type="checkbox"/> 次世代デバイス <input type="checkbox"/> バイオ・食品関連産業 <input type="checkbox"/> 観光ビジネス <input type="checkbox"/> 健康・福祉サービス関連産業 <input type="checkbox"/> まちなかビジネス <input type="checkbox"/> コミュニティビジネス <input type="checkbox"/> 農林水産資源ビジネス <input type="checkbox"/> 次世代サービス
3 借入年月日	平成 年 月 日
4 借入金融機関名	
5 借入金額	金 円
6 借入利率	年 %
7 返済期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (年間(据置 年を含む))
8 返済方法	
9 対象期間全体における利子支払額計(算定基準額)	
10 利子補助率	<input type="checkbox"/> 0.7% (1(1)～(3)に該当) <input type="checkbox"/> 1.0% (1(4)～(5)に該当)
11 補助金額	円(算定基礎は様式第2号のとおり)

[添付書類]・経営革新計画認定(承認)書又は高度生産性向上型の交付決定通知書の写し

- ・借入金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
- ・償還(計画)表の写し

※実績報告時

- ・金融機関が証明した当該年度における借入金返済状況報告書(別紙)、または金融機関が発行したこれに準じた書類

様式第2号（第4条、第7条関係）

平成 年度鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金 収支予算（決算）書

（単位：円）

償還月	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）	約定償還日の 元金残高	補助金額 （※1）
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
年度計												

（※1）補助金額（1円未満切捨て）＝約定償還日の元金残高×利子補助率（0.7%）×期間率（利息計算対象日数÷1年間の日数等）

※借入日の属する月から60月以内の償還月について記載すること。

番 号
平成 年 月 日

様

鳥取県知事

印

平成 年度鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金」とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金交付要綱（平成25年10月28日付第201300110784号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事

様

住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金に係る
補助事業進捗状況報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった上記補助金に係る平成 年度の進捗状況について、鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）戦略的推進分野利子補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

予算の執行状況

(単位：円)

	算定基準額	交付決定額
交付決定		
前年度までの実績額		
〇年度の前定（実績）額		
今後の執行前定		

[添付書類]・様式第2号に準じた明細（任意の様式で可）

- ・借入金融機関が証明した当該年度における借入金返済状況報告書（別紙）、または金融機関が発行したこれに準じた書類

※不要な欄は削除すること

別紙

借入金返済状況報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度における鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）の借入金返済状況について、下記のとおり報告します。

記

借 入 年 月 日				平成 年 月 日			
借 入 金 額				万円			
返済回数	返済日	利率 (%)	利子返済額(円)	返済回数	返済日	利率 (%)	利子返済額(円)
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
第 回	年 月 日			第 回	年 月 日		
延滞の有無	延滞なし ・ 延滞あり ※証明日以前に償還延滞が発生していても、証明日に延滞が解消されていれば「延滞なし」を○で囲むこと。						
繰上償還の有無	あり（一部・全額） （ 年 月 日 金額： 円） なし						
その他償還条件の変更	(内容)						
借入金金融機関等の証明欄							
住所 名称 代表者氏名 様							
上記のとおり相違ないことを証明します。							
年 月 日							
金融機関名（支店名）： 責任者役職・氏名（支店長名）： 印							